

平成 22 年 6 月 29 日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ投信株式会社

**「ファンド・オブ・オールスター・ファンズ」における投資対象ファンドの変更
および外貨建資産の組入額に関する約款変更のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題のファンドは、日本株運用で実績のある複数の運用会社のファンドを投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行っておりますが、この度、運用成果の向上をめざし、下記のとおり、投資対象ファンドの変更（1 ファンドを除外し 2 ファンドを追加）をおこなうことといたしましたので、お知らせ申し上げます。

また、当ファンドにおける外貨建資産の組入額に関する信託約款の記載を一部、変更いたしましたので併せてお知らせ申し上げます。

尚、本件に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 投資対象ファンドの変更

(1) 投資対象から除外するファンド

- ・名称 **ブラックロック日本株ファンド(適格機関投資家用)**
- ・運用会社 **ブラックロック・ジャパン株式会社**

(2) 投資対象に追加するファンド

- ・名称 **キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド(適格機関投資家用)**
- ・運用会社 **キャピタル・インターナショナル株式会社**
- ・特色
 - ・キャピタル のグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定
キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称
 - ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す
ボトムアップ・アプローチ
 - ・複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わるマルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムにより、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指す

- ・名称 J F ザ・ジャパン（適格機関投資家用）
- ・運用会社 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
- ・特色
 - ・日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が織り込んでいない企業に投資
 - 利益成長性の高い企業
 - 1株当たり利益の将来における成長を予測することにより企業の成長性を捉え、その成長性が高いと判断される銘柄を選別
 - また、企業の成長性を決定するのは、経営者によるビジネス・モデルの構築と実践であると考え、その企業のビジネス・モデルの効率性を分析・判断し、いかに徹底して実践されているかを検証
 - 株主を重視した経営を行っている企業
 - 企業の成長に対して株主にどの程度の利益配分が行われているかを分析し、利益配分に積極的な企業を選定
 - 上記、を満たし、且つ、の状況が株価にまだ反映されていない企業に投資

変更実施時期：2010年6月29日以降、順次入れ替えを実施いたします。

投資対象に追加するファンドおよび運用会社の詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

(3) 本件ファンド入れ替え終了後の投資対象ファンド

- ・本件ファンド入れ替え終了後の投資対象ファンドは以下のとおりです。

- 「三菱UFJ 日本株・スター・ファンド（適格機関投資家用）」
（三菱UFJ投信株式会社）
- 「フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）」
（フィデリティ投信株式会社）
- 「ゴールドマン・サックス日本中・小型株ファンド（適格機関投資家用）」
（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）
- 「キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用）」
（キャピタル・インターナショナル株式会社）
- 「JFザ・ジャパン（適格機関投資家用）」
（JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社）

2. 外貨建資産の組入額に関する信託約款の記載の変更

当ファンドにおける投資制限上の外貨建資産のカウント方法は、従来、外貨建資産を組入可能な投資対象ファンドについては、実際の外貨建資産組入状況にかかわらず全額を外貨建資産としてカウントしておりましたが、今後は投資対象ファンドにおける実際の外貨建資産組入額のうち当ファンドへの組入れに相当する資産額を外貨建資産としてカウントするよう変更いたしました。当該変更は、約款の記載をより実態に沿うように整備するもので、日本株を主要投資対象とする当ファンドの商品性に変更はございません。

【変更点】

- ・運用の基本方針 2 . 運用方法 (3) 投資制限の を以下のとおり変更しました。

(変更前)

外貨建資産 (外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

(変更後)

外貨建資産 (組入投資信託証券における外貨建資産の組入相当額を含みます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

- ・(外貨建資産への投資制限) 第22条を以下のとおり変更しました。

(変更前)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産 (外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます。) の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(変更後)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産 (組入投資信託証券における外貨建資産の組入額のうち、この信託の組入れに相当する額を含みます。) の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

以上

お問い合わせ先

・ **本件に関するお問い合わせ**

三菱UFJ投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9：00～17：00)

・ **お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**

お取引のある販売会社の支店へお問い合わせください。

【 投資対象ファンドの概要 】

| | |
|--------|--|
| ファンド名称 | キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用） （以下「Eファンド」といいます） |
| ベンチマーク | TOPIX（東証株価指数）配当込み ¹ |
| 投資方針 | <p>TOPIX（東証株価指数）配当込みをベンチマークとし、キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行ない、信託財産の成長を目指した運用を行ないます。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>（キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド）</p> <p>TOPIX（東証株価指数）配当込みをベンチマークとします。</p> <p>主としてわが国の証券取引所（これに準ずるものを含む）に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行うことを基本とします。</p> <p>ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびスワップ取引を行う場合があります。</p> <p>株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。</p> <p>非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 投資対象 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 |
| 投資制限 | <p>マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信</p> |

| | <p>託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------------|-----------|-----------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| (ファンドの)沿革 | 平成22年6月29日 設定日、信託契約締結、運用開始 | | | | | | |
| 信託期間 | 平成22年6月29日から無期限とします。ただし、受益権口数が20億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。 | | | | | | |
| 計算期間 | 毎年3月27日から9月26日、および9月27日から翌年3月26日までとすることを原則とします。上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日直前の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成22年6月29日から平成23年3月25日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 | | | | | | |
| 分配方針 | 収益分配は行いません。 | | | | | | |
| 申込手数料 | 申込手数料はかかりません。 | | | | | | |
| 信託報酬 | <p>Eファンド委託会社およびEファンド受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。</p> <p>信託財産の純資産総額 × 年0.8925%（税抜 年0.85%）</p> <p>Eファンド委託会社は、信託報酬から、Eファンド販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Eファンド委託会社</th> <th>Eファンド販売会社</th> <th>Eファンド受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.84% （税抜 年0.80%）</td> <td>年0.00105% （税抜 年0.001%）</td> <td>年0.05145% （税抜 年0.049%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬は、当該投資信託の毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> | Eファンド委託会社 | Eファンド販売会社 | Eファンド受託会社 | 年0.84% （税抜 年0.80%） | 年0.00105% （税抜 年0.001%） | 年0.05145% （税抜 年0.049%） |
| Eファンド委託会社 | Eファンド販売会社 | Eファンド受託会社 | | | | | |
| 年0.84% （税抜 年0.80%） | 年0.00105% （税抜 年0.001%） | 年0.05145% （税抜 年0.049%） | | | | | |
| 信託財産留保額 | 信託財産留保額はかかりません。 | | | | | | |
| その他費用 | <p>信託事務に要する諸費用、その他諸費用（監査費用等。当ファンドの純資産総額に年0.0525%（税抜 年0.05%）の率を乗じて得た額を上限とします。）</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料 等</p> | | | | | | |
| 会社名 | キャピタル・インターナショナル株式会社 | | | | | | |
| 設立および歴史 | <p>1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立</p> <p>1987年3月 証券投資顧問業者登録</p> <p>1987年9月 投資一任業務認可取得</p> <p>2006年2月 投資信託委託業務認可取得</p> <p>2007年9月 金融商品取引業登録</p> <p>2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受</p> | | | | | | |

| | |
|------|---|
| 会社概要 | <p>キャピタル・グループは、1931年の創業以来75年以上にわたり資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な投資プロフェッショナルが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。</p> <p>グループの日本法人であるキャピタル・インターナショナル株式会社の設立は1986年です。日本においても投資顧問業務や投資信託委託業務を通じて、20年以上にわたり資産運用サービスを提供しています。</p> |
|------|---|

| | |
|--------|--|
| ファンド名称 | JFザ・ジャパン(適格機関投資家用)(以下「Fファンド」といいます。) |
| ベンチマーク | TOPIX(東証株価指数)配当込み |
| 投資方針 | <p>主として、JFザ・ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資します。</p> <p>株式以外の資産(他の投資信託(マザーファンドを含みます。以下「他投資信託」といいます。)の受益証券(法令上当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。)を通じて投資する場合は、他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。)の原則として50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本がこのような運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。上記において「他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分」とは、本信託財産に属する各々の他投資信託の受益証券の時価総額に、各々の他投資信託の信託財産の純資産総額(信託約款に規定するものをいいます。以下同じ。)に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</p> <p>外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)および信託約款に定めるみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>(JFザ・ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用))</p> <p>銘柄の選定にあたっては、日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が織り込んでいない企業に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を目指した積極的な運用を行います。</p> <p>株式以外の資産への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。)の原則として50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。</p> <p>外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)については、為替ヘッジを行いません。</p> |
| 投資対象 | JFザ・ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)を通じて、原則として株式に投資します。 |
| 投資制限 | <p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、取引所金融商品市場(金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。)、外国金融商品市場(金商法第2条第8</p> |

| | <p>項第 3 号口に規定する金融商品市場をいう。)または外国の店頭市場に上場等され、かつ当該市場を通じて常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く)なもので、実際に当該市場を通じて取得した投資信託証券を除きます。</p> <p>有価証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定するものに限ります。以下同じ。)についての有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 6 号に規定するものをいいます。以下同じ。)は、信託約款の範囲で行います。</p> <p>有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に定めるものをいいます。以下同じ。)は、信託約款の範囲で行います。</p> <p>有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定してません。</p> | | | | | | |
|------------------------|--|--------------------------|------------|------------|------------------------|---------------------------|--------------------------|
| (ファンドの)沿革 | 平成 22 年 6 月 29 日 設定日、信託契約締結、運用開始 | | | | | | |
| 信託期間 | 平成 22 年 6 月 29 日から無期限とします。ただし、設定から 1 年経過後以降、この信託の受益権の総口数が 20 億口を下回った場合に償還することがあります。 | | | | | | |
| 計算期間 | 毎年 3 月 27 日から 9 月 26 日、および 9 月 27 日から翌年 3 月 26 日までとすることを原則とします。上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日直前の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 22 年 6 月 29 日から平成 23 年 3 月 25 日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 | | | | | | |
| 分配方針 | 収益分配は行いません。 | | | | | | |
| 申込手数料 | 申込手数料はかかりません。 | | | | | | |
| 信託報酬 | <p>F ファンド委託会社および F ファンド受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。</p> <p>信託財産の純資産総額 × 年 0.8925% (税抜 年 0.85%)</p> <p>F ファンド委託会社は、信託報酬から、F ファンド販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="443 1357 1329 1473"> <thead> <tr> <th>F ファンド委託会社</th> <th>F ファンド販売会社</th> <th>F ファンド受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 0.84% (税抜 年 0.8%)</td> <td>年 0.0105% (税抜 年 0.01%)</td> <td>年 0.042% (税抜 年 0.04%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬は、当該投資信託の毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> | F ファンド委託会社 | F ファンド販売会社 | F ファンド受託会社 | 年 0.84% (税抜 年 0.8%) | 年 0.0105% (税抜 年 0.01%) | 年 0.042% (税抜 年 0.04%) |
| F ファンド委託会社 | F ファンド販売会社 | F ファンド受託会社 | | | | | |
| 年 0.84% (税抜 年 0.8%) | 年 0.0105% (税抜 年 0.01%) | 年 0.042% (税抜 年 0.04%) | | | | | |
| 信託財産留保額 | 信託財産留保額はかかりません。 | | | | | | |
| その他費用 | <p>有価証券取引、デリバティブ取引および外国為替取引(外貨建資産に投資した場合のみ)に係る費用(売買委託手数料)が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。</p> <p>外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。</p> <p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。</p> <p>投資信託または外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、信託受益権その他の集団投資スキーム(ファンド)の持分(以下総称して「投資信託証券等」といいます。)に投資する場合には、当該投資信託証券等にかかる以下のような費用が間接的に当ファンドの負</p> | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| | <p>担となります。</p> <p>(a) 資産運用報酬 (b) 資産運用に付随して発生する費用 (c) 法人等の運営のための各種の費用（投資信託証券等において該当する費用がかかる場合のみ）</p> <p>また、投資信託証券等の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。</p> <p>当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。</p> <p>委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。</p> <p>マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。</p> |
| 会社名 | J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 設立および歴史 | <p>1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設</p> <p>1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。</p> <p>1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立</p> <p>1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。</p> <p>2001年 ジュー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更</p> <p>2006年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更</p> <p>2008年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受</p> |
| 会社概要 | <p>J P モルガン・アセット・マネジメント・グループは、金融持ち株会社である J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある資産運用部門であり、約 116 兆円²の運用資産を有する資産運用グループです。</p> <p>J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社は当グループに属する日本法人です。</p> <p>² 2009年12月末現在 1米ドル=93.095円で換算</p> |

1 T O P I X（東証株価指数）配当込みとは、東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数（T O P I X）に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。T O P I X（東証株価指数）配当込みに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、T O P I X（東証株価指数）配当込みの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I X（東証株価指数）配当込みの算出もしくは公表の停止またはT O P I X（東証株価指数）配当込みの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託が新たに追加となる場合があります。